

(初版作成日 令和2年5月14日)

個人タクシー事業者における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(第6版)

(一社) 全国個人タクシー協会

令和5年3月6日改正

令和5年3月13日実施

1. はじめに

個人タクシー事業は、国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるため、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針¹」（以下「対処方針」という。）においても、社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中であっても、最低限の業務の継続が求められている事業である。同時に、個人タクシー事業者として自主的な感染防止のための取組を進め、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことが求められている。

このため、個人タクシー事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、新型コロナウイルスの感染予防に積極的に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努めるものとする。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の重症化や死亡に関するリスクが低減し、ワクチン接種などにより関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階までの間の事業活動に用いられるべきものである。

また、本ガイドラインの内容は、感染症の動向や専門家の知見、これを踏まえた対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

個人タクシー事業者は、営業所の立地や運行形態等を十分に踏まえ、営業所等において、新型コロナウイルス変異株の特性を踏まえた感染防止に努めるものとする。また、事業用自動車内は「狭い空間」であることを鑑み、引き続き「三つの密」を回避すべく適切な対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

（1）感染予防対策の情報収集等

- ・ 国・地方自治体・協会・所属団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守する。

¹ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針は、累次の改訂がなされている。
(<https://corona.go.jp/emergency/>)

(2) 健康管理

- ・ 健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- ・ 体調が思わしくない場合は自宅待機し、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室の事務連絡「職場における検査等の実施手順について²」に基づき、抗原定性検査を行う。
- ・ 前記抗原定性検査で陽性が判明した場合、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者、妊婦等の重症化リスクの高い者は医療機関を受診し、症状が軽いなど自宅で療養を希望する者は、可能な限り地域の健康フォローアップセンター等を活用する。(重症化リスクの高い者については、抗原簡易キットの使用によって受診が遅れることのないように留意する。)
- ・ 症状がなくなり運行再開判断を行う際には、学会の指針³などを参考にする。
- ・ 症状に改善が見られない場合は、医師へ相談する。

(3) 車両清掃等の注意点

- ・ 車内の座席、窓、ドアノブ、手すり、防護スクリーン、タブレットなど、乗客が頻繁に触れる箇所については、適度な消毒を行う。
- ・ ゴミは適切に回収する。マスクやティッシュ等のゴミを捨てるときは、ゴミに直接接触せず、ゴミ袋はしっかり縛って封をする。また、ゴミ捨て後は手洗いを徹底する。
- ・ 運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置すること等により、乗客との飛沫感染を防止するよう努める。
- ・ 乗客との接触を避けるため、可能な限り、キャッシュレス決済の導入を検討する。

(4) 運行中

- ・ 咳エチケットを徹底する。

² 厚生労働省・内閣官房「職場における検査等の実施手順について」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>)

³ 日本渡航医学会-日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド(第6版)」など(<https://www.sanei.or.jp/topics/covid19/index.html>)

- ・ エアコンによる外気導入や乗客の意向を確認した上での窓開け、風量にも配慮した効果的な車内換気を行うほか、空気清浄機等の設置による感染防止に努める。
- ・ 車内においては適切な手指消毒を行う。
- ・ 運行中に発熱や体調不良を認めた時は、運行を中止する。
- ・ 車外での休憩、食事等の際は、他人と一定の距離を確保するように努める。

(5) 乗客に対する協力のお願い

- ・ 定員上、後部座席に着席可能である場合には、乗客に対して可能な限り後部座席に乗車するよう理解を求めるよう取り組む。

(6) その他

- ・ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、感染対策上又は事業上の理由等により、乗客にマスクの着用を求めることは許容される。

(以上)

【注釈】（東京都個人タクシー協会）

これはあくまで着用をお願いすることは出来るということであり、乗客にマスク着用を強いることは出来ませんので、トラブル回避、苦情防止に特別な配慮をお願いいたします。